

聖心女子大学大学院学則

第1章 目的

- 第1条 聖心女子大学大学院（以下「本大学院」という。）は、キリストの精神にもとづき、女性に高度な学術研究への道を開くとともに人格を陶冶し、深い学識を備えた、創造性豊かな教育・研究者、高度な専門的職業人、及び幅広く社会に貢献できる指導的人材の養成をつうじて、人類の文化の発展と福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 2 第2条第1項に定める修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の卓越した能力、又は幅広く社会に有意義な貢献を果たす能力を養うことを目的とする。
- 3 第2条第1項に定める博士課程は、専攻分野について、独創性ある研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- 4 各専攻の人物の育成及び教育研究上の目的については、別に定める。

第1章の2 自己点検・評価

- 第1条の2 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、大学院の教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行うものとする。
- 2 本大学院の自己点検・評価については、別に定める。

第2章 課程、標準修業年限及び在学年限

- 第2条 本大学院に修士課程と博士課程を置く。
- 2 本大学院の修士課程又は本条第3項に定める博士前期課程の標準修業年限は2年とする。
- 3 本大学院の博士課程の標準修業年限は5年とし、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は修士課程として取り扱う。
- 4 本大学院の修士課程又は博士前期課程については4年、博士後期課程については6年を超えて在学することはできない。
- 第2条の2 前条第2項に定める標準修業年限を超える一定期間にわたり授業科目を履修することを目的として、入学を志願する者があるときは、選考の上、長期履修学生として入学を許可することがある。
- 2 長期履修学生に関する規程は、別に定める。

第3章 研究科、専攻及び収容定員

- 第3条 本大学院に次の研究科、専攻及び課程を置く。

文学研究科	英語英文学専攻	修士課程
	日本語日本文学専攻	修士課程
	史学専攻	修士課程

社会文化学専攻	博士前期課程、博士後期課程
哲学専攻	修士課程
人文学専攻	博士後期課程
人間科学専攻	博士前期課程、博士後期課程

2 文学研究科の専攻、課程別の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専攻	修士課程又は博士前期課程		博士後期課程		合計収容定員
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
英語英文学専攻	10名	20名	---	---	20名
日本語日本文学専攻	5名	10名	---	---	10名
史学専攻	5名	10名	---	---	10名
社会文化学専攻	6名	12名	2名	6名	18名
哲学専攻	6名	12名	---	---	12名
人文学専攻	---	---	4名	12名	12名
人間科学専攻	12名	24名	2名	6名	30名
合計	44名	88名	8名	24名	112名

第4章 教員及び運営組織

第4条 本大学院に教授、准教授、講師及び助教を置く。教員は主として学部教員が兼ねる。また、教育研究上必要があるときは、兼任講師を充てることができる。

第5条 本大学院の学事管理のため、学長、各副学長及び大学院を担当する専任教員をもって、大学院委員会を組織する。

2 大学院委員会は、次に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

(1) 大学院学生の入学及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、大学院委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 大学院委員会は、前項に定めるもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項で、大学院委員会が必要と認める事項について審議し、学長の求めに応じ意見を述べるができる。

4 大学院委員会の運営に関する規則は、別に定める。

第6条 本大学院の事務を処理するため、必要な事務組織を置く。

第5章 教育課程及び履修方法

第7条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する研究指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

第8条 授業科目及び単位数は、別表第1に定めるとおりとする。

2 本大学院の講義、演習、実験、実習又は実技の授業科目の単位数の計算については、聖心女

子大学学則第25条の規定を準用する。

第9条 大学院学生は、前条の授業科目を選択し、履修し、及び指導教員の研究指導を受けなければならない。

2 各専攻の修士課程又は博士前期課程において教育上有益と認めるときは、大学院学生が学部
の専攻課程科目を履修することを認めることができる。

3 前項の規定により大学院学生が履修した学部の専攻課程科目について修得した単位は、各専
攻が定める単位数を超えない範囲で、当該専攻において修得したものとみなすことができる。

第10条 各専攻の修士課程又は博士前期課程において教育上有益と認めるときは、別に定める
ところにより他の大学院とあらかじめ協議の上、大学院学生が当該他大学院の授業科目を履修
することを認めることができる。

2 前項の規定により大学院学生が履修した他大学院の授業科目について修得した単位は、大学
院委員会の議を経て、10単位を超えない範囲で、当該専攻において修得したものとみなすこ
とができる。

3 前2項の規定は、大学院学生が外国の大学院へ留学する場合に準用する。

第10条の2 各専攻の修士課程又は博士前期課程において教育上有益と認めるときは、大学院
学生が本大学院入学前に大学院において履修修得した単位について、大学院委員会の議を経て、
当該専攻において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により本大学院において履修修得した単位については、10単位を超えないもの
とする。

3 第1項の規定により他大学院において履修修得した単位については、前条第2項及び第3項
に定める単位と合算して10単位を超えないものとする。

第11条 授業科目の履修方法及び研究指導の細目については、各専攻において別に定める。

第6章 修了の認定及び課程の修了要件

第12条 別表第1に掲げた授業科目の単位修得の認定は、試験（論文、報告等を含む。）、平常
の成績及び出席状況等を総合して決定する。なお、これらの細目については、別に定める履修
要項によるものとする。

2 病気又は正当な理由により試験を受けることができなかつた者に対しては、願い出により追
試験を行うことがある。

第13条 授業科目の成績の評価は、AA、A、B、C、Fの5段階とし、C以上を合格とする。

2 修士論文及び最終試験の成績の評価は、合格・不合格とする。

3 博士論文及び最終試験の成績の評価は、合格・不合格とする。

4 成績の評価に関する基準等については、各専攻において別に定める。

第14条 課程修了の認定は、所定の単位を修得し、かつ学位論文を提出した者について、学位
論文の審査委員が審査及び最終試験を行い、その成績に基づいて、大学院委員会の議を経て、
学長が認定する。

2 前項の学位論文の審査委員、審査方法等については、聖心女子大学学位規程で定める。

第15条 本大学院の修士課程又は博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、第

8条に定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、在学中に優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項ただし書きの規定の実施に関して必要な事項は、別に定める。

第16条 本大学院の博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、第8条に定める授業科目について10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

第7章 学位の授与

第17条 本大学院の修士課程、博士前期課程又は博士後期課程の所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格し、当該課程を修了した者には、その課程に応じて、それぞれ修士又は博士の学位を授与する。

第18条 前条に定めるもののほか、本大学院の博士後期課程を経ないで、本大学院に学位論文を提出した者がある場合は、当該論文が本大学院が行う博士論文の審査に合格し、かつ博士課程修了者と同等以上の学力を有することが確認されたときは、博士の学位を授与することがある。

第19条 学位の授与については、聖心女子大学学位規程で定める。

第8章 教育職員免許状取得資格

第20条 本大学院において取得できる教員免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

第9章 入学、再入学、休学、復学、留学、転学及び退学

第21条 本大学院の修士課程又は博士前期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第22条 本大学院の博士後期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

第23条 本大学院の入学時期は毎年4月とする。

2 本大学院に入学を志願する者は、所定の手続を行わなければならない。

第24条 本大学院を退学した者で再入学を願い出た者があるときは、別に定めるところにより、当該専攻の審査に基づき、入学審査会及び大学院委員会の議を経てこれを許可することがある。

第25条 病気その他やむを得ない理由により休学を希望する者は、所定の様式による休学願を提出し、学長の許可を得なければならない。休学の時期は、前期中に休学を願い出た者につい

ては後期から、後期中に休学を願い出た者については次の年度の前期からの休学が認められる。

2 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることがある。
第26条 休学期間は、1年又は半年とする。ただし、特別の事情がある場合は、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、博士前期（修士）課程では通算して2年、博士後期課程では通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

第27条 休学中の者が復学を希望するときは、所定の様式による復学願を提出し、学長の許可を得なければならない。復学の時期は、前期中に復学を願い出た者については後期から、後期中に復学を願い出た者については次の年度の前期からの復学が認められる。

第28条 外国の大学に留学しようとする者は、所定の手続きを経て、学長の許可を得なければならない。

2 留学に関する規則は、別に定める。

第29条 他の大学院から本大学院へ、又は本大学院から他の大学院へ転学を希望する者があるときは、大学院委員会の議を経て許可することがある。

2 他の大学院へ転学を希望する者は、所定の様式による退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

第30条 退学を希望する者は、所定の様式による退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。退学の時期は、原則として前期末又は学年末とする。

第31条 次の各号の一に該当する者について学長は、前条に定める退学願の提出を待たず、大学院委員会の議を経て、退学させることができる。

- (1) 第2条第4項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第26条第2項に定める休学期間を超えた者
- (3) 授業料等の納付を怠り、督促を受けても、なお納付しない者

2 第1項第3号により退学を命じられた者が再入学を希望するときは、滞納授業料等を納付することにより再入学を志願することができる。

第10章 学年、学期及び休業日

第32条 学年、学期及び休業日に関しては、学部学則第11条から第13条の規定を準用する。

第11章 科目等履修生、委託聴講生、研究生及び外国人留学生

第33条 本大学院の授業科目のうち一又は数科目を選んで科目履修を希望する者があるときは、授業及び研究指導に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することがある。

第34条 他大学との協定に基づき、委託聴講生として本学の大学院学生に他大学の大学院授業科目を履修させ、又は他大学の大学院学生に本学の大学院授業科目を履修させることができる。

第35条 本大学院において、特定の課題について研究することを希望する者があるときは、授業及び研究指導に支障のない場合に限り、選考の上、研究生としてこれを許可することがある。

第36条 大学院の入学資格を有する外国人で、本大学院に外国人留学生として入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

第37条 科目等履修生、委託聴講生、研究生及び外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第12章 学生納付金

第38条 本大学院の授業料及び施設設備費（以下「授業料等」という。）並びに入学金については、別表第3のとおりとする。

2 次の各号の一に該当する者の授業料（以下「大学院在籍料」という。）については、別表第3に定める施設設備費を除く授業料の2分の1を納付するものとする。

(1) 本大学院の修士課程、博士前期課程又は博士後期課程の所定の単位を修得し、標準修業年限を超えて在学する者

(2) 第15条第1項ただし書きにより本学大学院の修士課程又は博士前期課程第1年次に在学した者で、当該課程の所定の単位を修得し、第2年次に在学する者

3 学生納付金の納付に関しては、学部学則第39条から第47条の規定を準用する。ただし、前項の各号の一に該当する者の休学期間中については、大学院在籍料を納付するものとする。

第13章 その他

第39条 奨学金、賞罰に関しては、学部学則第52条から第54条の規定を準用する。

第40条 この学則に規定していない事項については、学部学則の規定を準用する。

附 則

本学則は、昭和27年4月1日から施行する。

本学則は、平成2年4月1日から施行する。

本学則は、平成3年4月1日から施行する。

本学則は、平成4年2月1日から施行する。

本学則は、平成4年4月1日から施行する。

本学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 本学則は、平成6年4月1日から施行する。

(従前の高等学校社会専修免許状の経過措置)

2 平成6年3月31日の在籍者は、改正後の別表第2の規定にかかわらず、高等学校社会専修免許状については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

(文学研究科国文学専攻の存続に関する経過措置)

- 2 文学研究科国文学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成7年3月31日に当該専攻に在籍する者が、当該専攻に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 本学則は、平成9年4月1日から施行する。

(平成9年3月31日に修士課程に在籍する者の在学年限等に関する経過措置)

- 2 修士課程の在学年限並びに人間科学専攻修士課程の存続については、改正後の第2条第4項及び第3条第1項の規定にかかわらず、平成9年3月31日に各専攻に在籍する者が、当該専攻に在籍しなくなるまでの間、従前のおりとする。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

(文学研究科英文学専攻並びに日本文学専攻の存続に関する経過措置)

- 2 文学研究科英文学専攻並びに日本文学専攻は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該専攻に在籍する者が、当該専攻に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

(文学研究科社会文化学専攻修士課程の存続に関する経過措置)

- 2 文学研究科社会文化学専攻修士課程は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該専攻に在籍する者が、当該専攻に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成18年11月21日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年5月19日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第13条第1項の規定は、平成15年4月1日以後に在籍する者（同日以後に在籍していた者を含む。）について適用し、平成15年3月31日以前に在籍しなくなった者については、同規定にかかわらず、なお従前の例（「秀、優、良、可、不可」の表記）による。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前入学者においては、前項による改正後の第38条及び別表第3の規定にかかわらず、従前の例によることとするが、改正後の特別費及び諸費については統合し、従前の額の合計に20,000円を加えた額をもって諸費とする。これにより平成29年度以降の授業料等（年額）は次のとおりとなる。

[単位：円]

	他大学卒	本学卒
授業料	470,000	470,000
施設設備費	200,000	125,000
諸費	130,000	130,000
計	800,000	725,000

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1

1. 修士課程又は博士前期課程

(1) 英語英文学専攻

授 業 科 目	単 位
英語学研究Ⅰ－1	2
英語学研究Ⅰ－2	2
英語学研究Ⅱ－1	2
英語学研究Ⅱ－2	2
英語学研究Ⅲ－1	2
英語学研究Ⅲ－2	2
英語学研究Ⅳ－1	2
英語学研究Ⅳ－2	2
言語学研究Ⅰ－1	2
言語学研究Ⅰ－2	2
言語学研究Ⅱ－1	2
言語学研究Ⅱ－2	2
現代社会・ジャーナリズム研究Ⅰ－1	2
現代社会・ジャーナリズム研究Ⅰ－2	2
現代社会・ジャーナリズム研究Ⅱ－1	2
現代社会・ジャーナリズム研究Ⅱ－2	2
現代社会・ジャーナリズム研究Ⅲ－1	2
現代社会・ジャーナリズム研究Ⅲ－2	2
英文学研究法Ⅰ－1	2
英文学研究法Ⅰ－2	2
英語英文学論文演習Ⅰ－1	2
英語英文学論文演習Ⅰ－2	2
英語英文学論文演習Ⅱ－1	2
英語英文学論文演習Ⅱ－2	2
英語英文学論文演習Ⅲ－1	2
英語英文学論文演習Ⅲ－2	2
英語英文学論文演習Ⅳ－1	2
英語英文学論文演習Ⅳ－2	2
英語英文学論文演習Ⅴ－1	2
英語英文学論文演習Ⅴ－2	2
英語英文学論文演習Ⅵ－1	2
英語英文学論文演習Ⅵ－2	2
英語英文学論文演習Ⅶ－1	2
英語英文学論文演習Ⅶ－2	2
17世紀英米文学研究Ⅰ－1	2
17世紀英米文学研究Ⅰ－2	2
19世紀英米文学研究Ⅰ－1	2
19世紀英米文学研究Ⅰ－2	2
20世紀英米文学研究Ⅰ－1	2
20世紀英米文学研究Ⅰ－2	2
20世紀英米文学研究Ⅱ－1	2
20世紀英米文学研究Ⅱ－2	2
現代作品研究Ⅰ－1	2
現代作品研究Ⅰ－2	2
現代作品研究Ⅱ－1	2
現代作品研究Ⅱ－2	2
現代作品研究Ⅲ－1	2
現代作品研究Ⅲ－2	2
英米文学批評Ⅰ－1	2
英米文学批評Ⅰ－2	2
翻訳理論と実践Ⅰ－1	2
翻訳理論と実践Ⅰ－2	2
近現代文芸論Ⅰ－1	2
近現代文芸論Ⅰ－2	2

(2) 日本語日本文学専攻

授 業 科 目	単位
上代文学研究	4
中古文学研究	4
中世文学研究	4
近世文学研究	4
近現代文学研究 I	4
近現代文学研究 II	4
日本語学研究 I	4
日本語史研究	4
現代日本語研究	4
日本語教育学研究 I	4
日本語教育学研究 II	4
日本文学論文演習 I	4
日本文学論文演習 II	4
日本文学論文演習 III	4
日本文学論文演習 IV	4
日本語学論文演習 I	4
日本語学論文演習 II	4
日本語教育学論文演習	4

(3) 史学専攻

授 業 科 目	単位
日本古代史特講	4
日本古代史研究	4
日本中世史特講	4
日本中世史研究	4
日本近世史特講	4
日本近世史研究	4
日本近現代史特講	4
日本近現代史研究	4
日本文化史研究	4
東洋古代史特講	4
東洋中世史特講	4
東洋近世史特講	4
東洋近世史研究	4
東洋近代史特講	4
東洋近代史研究	4
東洋現代史特講	4
西洋中世史研究	4
西洋近代史研究	4
西洋現代史研究	4
日本史論文演習	4
世界史論文演習	4

(4) 社会文化学専攻

授 業 科 目	単 位
社会学研究特論 I - 1	2
社会学研究特論 I - 2	2
社会学研究特論 II - 1	2
社会学研究特論 II - 2	2
社会心理学研究特論 I - 1	2
社会心理学研究特論 I - 2	2
社会心理学研究特論 II - 1	2
社会心理学研究特論 II - 2	2
法学研究特論 I - 1	2
法学研究特論 I - 2	2
比較文化研究特論 I - 1	2
比較文化研究特論 I - 2	2
文化人類学研究特論 I - 1	2
文化人類学研究特論 I - 2	2
中国思想文化研究特論 I - 1	2
中国思想文化研究特論 I - 2	2
国際開発学研究特論 I - 1	2
国際開発学研究特論 I - 2	2
フランス文化研究特論 I - 1	2
フランス文化研究特論 I - 2	2
社会文化学研究特論 1	2
社会文化学研究特論 2	2
社会文化学研究特論 3	2
社会文化学研究特論 4	2
多変量解析演習	2
社会調査演習	2
質的研究演習	2
社会文化学論文作成演習 I - 1	2
社会文化学論文作成演習 I - 2	2
社会文化学論文作成演習 II - 1	2
社会文化学論文作成演習 II - 2	2
社会文化学論文作成演習 III - 1	2
社会文化学論文作成演習 III - 2	2
社会文化学論文作成演習 IV - 1	2
社会文化学論文作成演習 IV - 2	2
社会文化学論文作成演習 V - 1	2
社会文化学論文作成演習 V - 2	2
社会文化学論文作成演習 VI - 1	2
社会文化学論文作成演習 VI - 2	2
社会文化学論文作成演習 VII - 1	2
社会文化学論文作成演習 VII - 2	2
社会文化学論文作成演習 VIII - 1	2
社会文化学論文作成演習 VIII - 2	2
社会文化学論文作成演習 IX - 1	2
社会文化学論文作成演習 IX - 2	2
社会文化学論文作成演習 X - 1	2
社会文化学論文作成演習 X - 2	2
社会文化学共同演習 I	1

(5) 哲学専攻

授 業 科 目	単 位
哲学特論Ⅰ	4
哲学特論Ⅱ	4
哲学特論Ⅲ	4
哲学特論Ⅳ	4
哲学特論Ⅴ	4
哲学特論Ⅵ－1	2
哲学特論Ⅵ－2	2
キリスト教学特論Ⅰ	4
キリスト教学特論Ⅱ	4
キリスト教学特論Ⅲ	4
キリスト教学特論Ⅳ	4
キリスト教学特論Ⅴ－1	2
キリスト教学特論Ⅴ－2	2
キリスト教学特論Ⅵ	4
キリスト教学特論Ⅶ－1	2
キリスト教学特論Ⅶ－2	2
美学・芸術学特論Ⅰ	4
美学・芸術学特論Ⅱ	4
美学・芸術学特論Ⅲ	4
美学・芸術学特論Ⅳ	4
現代思想特論Ⅰ－1	2
現代思想特論Ⅰ－2	2
現代思想特論Ⅱ－1	2
現代思想特論Ⅱ－2	2
哲学論文演習Ⅰ	4
哲学論文演習Ⅱ	4
哲学論文演習Ⅲ	4
哲学論文演習Ⅳ	4
哲学論文演習Ⅴ	4
哲学論文演習Ⅵ	4
哲学論文演習Ⅶ	4

(6) 人間科学専攻

授 業 科 目	単 位
基礎教育学特論 1	2
基礎教育学特論 2	2
基礎教育学特論 3	2
教育実践研究特論 1	2
教育実践研究特論 2	2
教育実践研究特論 3	2
教育実践研究特論 4	2
教育実践研究特論 5	2
教育実践研究特論 6	2
教育実践研究特論 7	2
教育実践研究特論 8	2
教育実践研究特論 9	2
生涯学習研究特論 1	2
生涯学習研究特論 2	2
生涯学習研究特論 3	2
生涯学習研究特論 4	2
国際教育研究特論 1	2
国際教育研究特論 2	2
国際教育研究特論 3	2
国際教育協力研究特論	2
教育実践研究演習 1	2
教育実践研究演習 2	2
生涯学習研究演習 1	2
生涯学習研究演習 2	2
国際教育研究演習 1	2
国際教育研究演習 2	2
人間科学特別演習	4
基礎心理学特論 I	2
基礎心理学特論 II	2
基礎心理学特論 III	2
基礎心理学特論 IV	2
大脳生理心理学特論	2
大脳生理心理学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2
心理統計法特論	2
人間科学特論 I	2
人間科学特論 II	2
生涯発達心理学特論 I	2
生涯発達心理学特論 II	2
家族心理学特論	2
家族心理学特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2
発達心理学特論	2
発達心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)	2
社会心理学特論 I	2
比較行動学特論	2
比較行動学特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2
障害児心理学特論	2
障害児心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	2
学校臨床心理学特論	2
フェミニスト・カウンセリング特論	2
フェミニスト・カウンセリング特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2
生涯発達心理学演習 I	4
生涯発達心理学演習 II	4

老年心理学特論	2
老年心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2
家族臨床心理学特論	2
家族臨床心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2
臨床心理学演習	4
臨床心理学研究法	2
臨床心理学特論 I	2
臨床心理学特論 II	2
臨床心理面接特論 I	2
臨床心理面接特論 I（心理支援に関する理論と実践）	2
臨床心理面接特論 II	2
臨床心理査定演習 I	2
臨床心理査定演習 I（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2
臨床心理査定演習 II	2
精神医学特論	2
精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2
心身医学特論	2
心身医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2
社会病理学特論	2
社会病理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2
心理療法特論 I	2
心理療法特論 I（心理支援に関する理論と実践）	2
心理療法特論 II	2
心理療法特論 III	2
投影法特論	2
犯罪心理学特論	2
犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2
臨床心理基礎実習	2
臨床心理実習	2
臨床心理実習 I（心理実践実習 II）	1
臨床心理実習 II	1
心理実践実習 I	2
産業心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	2
健康心理学特論（心の健康教育に関する理論と実践）	2
視聴覚情報処理特論	2
感性情報処理特論	2
認知心理学特論 I	2
認知心理学特論 II	2
認知心理学演習	4
視聴覚情報処理演習	4
学習心理学特論 I	2
学習心理学特論 I（教育分野に関する理論と支援の展開）	2
学習心理学特論 II	2
学習心理学特論 II（教育分野に関する理論と支援の展開）	2
福祉分野に関する理論と支援の展開	2
心理学修士論文演習	4

2. 博士後期課程

(1) 人文学専攻

「専門科目」

授 業 科 目	単 位
英語学特論 I - 1	2
英語学特論 I - 2	2
英文学特論 I - 1	2
英文学特論 I - 2	2
英文学特論 II - 1	2
英文学特論 II - 2	2
日本語学特論 I	4
日本語学特論 II	4
日本文学特論 I	4
哲学・倫理学特論 I	4
哲学・倫理学特論 II	4
哲学・倫理学特論 III	4
美学・芸術学特論 I	4
美学・芸術学特論 II	4

「共通科目」

① 共通講義

授 業 科 目	単 位
人文学特論 I	4
人文学特論 II	4
人文学特論 II - 1	2
人文学特論 II - 2	2
人文学特論 III	4
人文学特論 IV	4
人文学特論 V	4
人文学特論 VI	4
人文学特論 VII	4
人文学特論 VII - 1	2
人文学特論 VII - 2	2
人文学特論 VIII	4
人文学特論 IX	4
人文学特論 X - 1	2
人文学特論 X - 2	2

② 共同演習

授 業 科 目	単 位
人文学共同演習	0

③ 論文演習

授 業 科 目	単 位
人文学論文演習 I	4
人文学論文演習 I - 1	2
人文学論文演習 I - 2	2
人文学論文演習 II	4
人文学論文演習 III	4
人文学論文演習 IV	4
人文学論文演習 V	4
人文学論文演習 VI	4
人文学論文演習 VII	4
人文学論文演習 VIII	4
人文学論文演習 IX	4
人文学論文演習 IX - 1	2
人文学論文演習 IX - 2	2
人文学論文演習 X	4
人文学論文演習 X I	4

人文学論文演習 XⅢ	4
人文学論文演習 XⅣ	4

(2) 社会文化学専攻

(イ) 「専門科目」

授 業 科 目	単 位
社会文化学特論 1	2
社会文化学特論 2	2
社会学特論 I - 1	2
社会学特論 I - 2	2
社会学特論 II - 1	2
社会学特論 II - 2	2
社会心理学特論 I - 1	2
社会心理学特論 I - 2	2
社会心理学特論 II - 1	2
社会心理学特論 II - 2	2
法学特論 I - 1	2
法学特論 I - 2	2
比較文化特論 I - 1	2
比較文化特論 I - 2	2
文化人類学特論 I - 1	2
文化人類学特論 I - 2	2
中国思想文化特論 I - 1	2
中国思想文化特論 I - 2	2
国際開発学特論 I - 1	2
国際開発学特論 I - 2	2
フランス文化特論 I - 1	2
フランス文化特論 I - 2	2

(ロ) 共同演習

授 業 科 目	単 位
社会文化学共同演習	1

(ハ) 論文演習

授 業 科 目	単 位
社会文化学論文演習 I	4
社会文化学論文演習 II	4
社会文化学論文演習 III	4
社会文化学論文演習 IV	4
社会文化学論文演習 V	4
社会文化学論文演習 VI	4
社会文化学論文演習 VII	4
社会文化学論文演習 VIII	4
社会文化学論文演習 X I	4
社会文化学論文演習 X II	4
社会文化学論文演習 X III	4

(3) 人間科学専攻

「心理学基礎研究」領域

授 業 科 目	単 位
知覚心理学特殊研究	2
認知心理学特殊研究	2
神経心理学特殊研究	2
学習心理学特殊研究	2
知覚心理学特殊演習	4
認知心理学特殊演習	4
心理学博士論文演習Ⅳ	4
心理学博士論文演習Ⅴ	4

「発達臨床研究」領域

授 業 科 目	単 位
発達心理学特殊研究Ⅰ	2
発達心理学特殊研究Ⅱ	2
家族臨床心理学特殊研究	2
比較行動学特殊研究	2
フェミニスト・カウンセリング特殊研究	2
発達心理学特殊演習Ⅰ	4
発達心理学特殊演習Ⅱ	4
臨床心理学特殊演習Ⅰ	4
心理学論文作成演習Ⅰ	4
心理学博士論文演習Ⅰ	4
心理学博士論文演習Ⅱ	4
心理学博士論文演習Ⅲ	4

「教育研究」領域

授 業 科 目	単 位
教育実践特殊研究 1	2
教育実践特殊研究 2	2
教育実践特殊研究 3	2
教育実践特殊研究 4	2
教育実践特殊研究 5	2
教育実践特殊研究 6	2
教育実践特殊研究 7	2
教育実践特殊研究 8	2
教育実践特殊研究 9	2
生涯学習特殊研究 1	2
生涯学習特殊研究 2	2
生涯学習特殊研究 3	2
生涯学習特殊研究 4	2
国際教育特殊研究 1	2
国際教育特殊研究 2	2
国際教育特殊研究 3	2
教育実践研究特殊演習	4
教育実践研究特殊演習 1	2
教育実践研究特殊演習 2	2
生涯学習研究特殊演習 1	2
生涯学習研究特殊演習 2	2
国際教育研究特殊演習 1	2
国際教育研究特殊演習 2	2
教育研究論文作成演習	4

別表第2

大学院において取得できる教員免許状の種類

免許教科	種類	専攻
英語	中学校専修	英語英文学
	高等学校専修	
国語	中学校専修	日本語日本文学
	高等学校専修	
社会	中学校専修	史学
地理歴史	高等学校専修	
社会	中学校専修	社会文化学
公民	高等学校専修	
社会	中学校専修	哲学
	公民	
宗教	中学校専修	
	高等学校専修	
社会	中学校専修	人間科学
地理歴史	高等学校専修	
公民		
小学校専修		
幼稚園専修		

別表第3

学生納付金

1 修士課程又は博士前期課程 [単位：円]

区分	入学初年度		2年次	
	他大学卒	本学卒	他大学卒	本学卒
入学金	250,000	125,000	-	-
授業料	540,000	540,000	540,000	540,000
施設設備費	250,000	150,000	200,000	125,000
計	1,040,000	815,000	740,000	665,000

備考 1. 本学卒扱いの対象となる者は、本大学学部卒業者、本大学院修了者及び本大学院再入学者とする。

2. 本大学院修士（又は博士前期）課程に入学する本学姉妹校専任教員に対しては、標準修業年限2年間（長期履修学生として入学を許可された場合は3年間）の授業料等納付金の全額もしくはその一部を免除することができる。

2 博士後期課程 [単位：円]

区分	入学初年度		2年次・3年次	
	他大学卒	本学卒	他大学卒	本学卒
入学金	250,000	-	-	-
授業料	540,000	540,000	540,000	540,000
施設設備費	250,000	150,000	200,000	125,000
計	1,040,000	690,000	740,000	665,000

備考 1. 本学卒扱いの対象となる者は、本大学学部卒業者、本大学院修了者及び本大学院再入学者とする。

2. 本大学院博士後期課程の再入学者について、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で博士論文提出のため再入学した者は、別表第3に定める入学金、施設設備費を除く授業料の2分の1を納付するものとする。